



流 監 第 65 号
令 和 4 年 9 月 1 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一



令和3年度流山市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度流山市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

令和3年度

流山市健全化判断比率等
審 査 意 見 書

流山市監査委員

凡 例

- 1 比率（％）は、原則として小数点以下第二位を四捨五入した。
- 2 各文章中のポイントは、百分率（％）間の単純差引き数値である。

目 次

| | |
|---------------------|---|
| 令和3年度流山市健全化判断比率審査意見 | 1 |
| 第1 審査の種類 | 1 |
| 第2 審査を執行した監査委員名 | 1 |
| 第3 審査の対象 | 1 |
| 第4 審査の期間 | 1 |
| 第5 審査の実施方法 | 1 |
| 第6 審査の着眼点及び実施内容 | 1 |
| 第7 審査の結果 | 1 |
| 1 総合意見 | 1 |
| 2 個別意見 | 2 |
| (1) 実質赤字比率 | 2 |
| (2) 連結実質赤字比率 | 2 |
| (3) 実質公債費比率 | 2 |
| (4) 将来負担比率 | 2 |
| 令和3年度流山市資金不足比率審査意見 | 3 |
| 第1 審査の種類 | 3 |
| 第2 審査を執行した監査委員名 | 3 |
| 第3 審査の対象 | 3 |
| 第4 審査の期間 | 3 |
| 第5 審査の実施方法 | 3 |
| 第6 審査の着眼点及び実施内容 | 3 |
| 第7 審査の結果 | 3 |
| 1 総合意見 | 3 |
| 2 個別意見 | 4 |
| 審査資料 | |
| 健全化判断比率 | 5 |
| 1 実質赤字比率 | 5 |
| (1) 実質赤字比率の算定式 | 5 |
| (2) 算定式の説明 | 5 |
| 2 連結実質赤字比率 | 5 |
| (1) 連結実質赤字比率の算定式 | 5 |
| (2) 算定式の説明 | 5 |
| 3 実質公債費比率 | 6 |
| (1) 実質公債費比率の算定式 | 6 |
| (2) 算定式の説明 | 6 |
| 4 将来負担比率 | 7 |
| (1) 将来負担比率の算定式 | 7 |
| (2) 算定式の説明 | 7 |
| 資金不足比率 | 8 |
| 1 資金不足比率 | 8 |
| (1) 資金不足比率の算定式 | 8 |
| (2) 算定式の説明 | 8 |

| | |
|-----------------------------|----|
| ①水道事業会計（法適用企業） | 8 |
| ②下水道事業会計（法適用企業） | 9 |
| ③土地区画整理事業特別会計（法非適用企業） | 10 |

令和3年度流山市健全化判断比率審査意見

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び流山市監査基準（平成29年監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第14号に規定する審査であり、監査基準に従って審査を実施した。

第1 審査の種類

令和3年度流山市健全化判断比率審査

第2 審査を執行した監査委員名

菅生 泰久

坂巻 儀一

第3 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の期間

自 令和4年7月1日

至 令和4年8月24日

第5 審査の実施方法

書面審査

第6 審査の着眼点及び実施内容

令和3年度決算に基づく健全化判断比率審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第7 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率

(単位：%)

| 健全化判断比率 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 早期健全化基準 | 流山市独自基準※ |
|----------|-------|-------|-------|---------|----------|
| 実質赤字比率 | — | — | — | 11.54 | — |
| 連結実質赤字比率 | — | — | — | 16.54 | — |
| 実質公債費比率 | 1.1 | 1.0 | 1.7 | 25.0 | 12.5 |
| 将来負担比率 | 45.1 | 30.4 | 25.4 | 350.0 | 175.0 |

(注) 表中の「—」は実質赤字のないことを表す。

※平成29年12月に流山市健全財政維持条例を制定し、実質公債費比率及び将来負担比率について、流山市独自基準を定めている。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

令和3年度の実質赤字は生じていないため、早期健全化基準の11.54%を下回っており良好である。

(2) 連結実質赤字比率

令和3年度の連結実質赤字は生じていないため、早期健全化基準の16.54%を下回っており良好である。

(3) 実質公債費比率

令和3年度の実質公債費比率は1.1%であり、早期健全化基準の25.0%（流山市独自基準12.5%）を下回っており良好である。

(4) 将来負担比率

令和3年度の将来負担比率は45.1%であり、早期健全化基準の350.0%（流山市独自基準175.0%）を下回っており良好である。
令和2年度の30.4%と比較すると14.7ポイント増加している。

(注) 4つの指標のいずれか1つでも早期健全化基準を上回った場合には、財政健全化計画を策定しなければならない。

令和3年度流山市資金不足比率審査意見

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項及び流山市監査基準（平成29年監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第15号に規定する審査であり、監査基準に従って審査を実施した。

第1 審査の種類

令和3年度流山市資金不足比率審査

第2 審査を執行した監査委員名

菅生 泰久

坂巻 儀一

第3 審査の対象

資金不足比率（流山市水道事業会計、流山市下水道事業会計及び流山市土地区画整理事業特別会計）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の期間

自 令和4年7月1日

至 令和4年8月24日

第5 審査の実施方法

書面審査

第6 審査の着眼点及び実施内容

令和3年度決算に基づく資金不足比率審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第7 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率

(単位：%)

| 会計名 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 経営健全化基準 |
|------------------|-------|-------|-------|---------|
| 水道事業会計 | — | — | — | 20.0 |
| 下水道事業会計 | — | — | — | 20.0 |
| 土地区画整理事業 特別会計 | — | — | — | 20.0 |

(注) 表中の「—」は資金不足のないことを表す。

2 個別意見

令和3年度の資金不足は生じていないため、経営健全化基準の20.0%を下回っており良好である。

(注) 資金不足比率が経営健全化基準である20.0%を上回った場合には、経営健全化計画を策定しなければならない。

審 查 資 料

健全化判断比率

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(1) 実質赤字比率の算定式

| | | |
|--------|---|--|
| 実質赤字比率 | = | $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ |
|--------|---|--|

(2) 算定式の説明

- ・一般会計等の実質赤字額：繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額) 0円
- 繰上充用額 資金不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 0円
- 支払繰延額 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 0円
- 事業繰越額 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 0円
- ・標準財政規模：地方財政法第5条の3第4項第1号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（地方財政法施行令附則の規定により臨時財政対策債発行可能額を含む。） 371億1,927万2,000円

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

(1) 連結実質赤字比率の算定式

| | | |
|----------|---|--|
| 連結実質赤字比率 | = | $\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ |
|----------|---|--|

(2) 算定式の説明

- ・連結実質赤字額：アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額
連結実質赤字額は、
(ア 0円 + イ 0円) - (ウ 37億3,597万9,000円 + エ 59億357万5,000円)
= -96億3,955万4,000円
となり、実質黒字の合計及び資金の余剰額が多いため連結赤字額は生じていない。
- ア 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 0円
- イ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 0円
- ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 37億3,597万9,000円
- エ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額（土地区画整理事業特別会計は宅地造成事業であるため、剰余額を0円として算定する。） 59億357万5,000円

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(1) 実質公債費比率の算定式

| | | |
|--------------------|---|--|
| 実質公債費比率 (3か年平均) | = | $\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ |
|--------------------|---|--|

(2) 算定式の説明

(単位：千円・%)

| 区 分 | | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和元年度 |
|----------------------------|---|-----------------------|------------|------------|
| 元利償還金 | ① 元利償還金の額(繰上償還額等を除く。) | 3,917,379 | 3,608,435 | 3,635,117 |
| | ② 積立不足額を考慮して算定した額 | 0 | 0 | 0 |
| 準元利償還金 | ③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの | 15,000 | 15,000 | 15,000 |
| | ④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金 | 549,506 | 554,675 | 679,074 |
| | ⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 | 19,465 | 18,079 | 12,761 |
| | ⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの | 176,269 | 122,363 | 38,083 |
| | ⑦ 一時借入金の利息 | 0 | 0 | 0 |
| 特定財源 | ⑧ 特定財源の額 | 1,137,888 | 1,022,746 | 1,145,491 |
| 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需用額算入額 | ⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 | 223,771 | 223,295 | 151,413 |
| | ⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額 | 2,804,189 | 2,790,101 | 2,777,804 |
| | ⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。) | 11,494 | 15,210 | 16,422 |
| 標準財政規模 | ⑫ 標準税収入額等 | 32,024,101 | 32,347,450 | 30,318,130 |
| | ⑬ 普通交付税額 | 2,526,861 | 901,135 | 1,116,464 |
| | ⑭ 臨時財政対策債発行可能額 | 2,568,310 | 881,051 | 1,113,718 |
| 分 子 | | ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧-⑨-⑩-⑪ | | |
| 分 母 | | ⑫+⑬+⑭-⑨-⑩-⑪ | | |
| 実質公債費比率(単年度) | | 1.46796 | 0.85914 | 0.97594 |
| 実質公債費比率(3か年平均) | | 1.1 | | |

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率

(1) 将来負担比率の算定式

| | | | | |
|--------|---|-----------------------------------|---|-------|
| 将来負担比率 | = | 将来負担額－充当可能財源等 | = | 45.1% |
| | | 標準財政規模－元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | | |

(2) 算定式の説明

| | |
|--|------------------|
| ・将来負担額：アからクまでの合計額 | 762億6,505万4,000円 |
| ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 | 609億3,986万9,000円 |
| イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの） | 54億5,214万5,000円 |
| ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 | 51億1,085万円 |
| エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 | 2億6,872万9,000円 |
| オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額 | 44億9,346万1,000円 |
| カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 | 0円 |
| キ 連結実質赤字額 | 0円 |
| ク 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 | 0円 |
| ・充当可能財源等：ケからサまでの合計額 | 608億6,735万2,000円 |
| ケ 地方債の償還等に充当可能な基金の額 | 106億9,996万4,000円 |
| コ 地方債の償還等に充当可能な特定の歳入の見込額 | 135億9,631万円 |
| サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額 | 365億7,107万8,000円 |
| ・元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需用額算入額（実質公債費比率のうち⑨＋⑩＋⑪の令和3年度数値） | 30億3,945万4,000円 |

資金不足比率

1 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

(1) 資金不足比率の算定式

| | | |
|--------|---|--------------------------------------|
| 資金不足比率 | ＝ | $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$ |
|--------|---|--------------------------------------|

(2) 算定式の説明

①水道事業会計（法適用企業）

- ・資金の不足額：（ア流動負債の額－イ控除企業債等－ウ控除未払金等－エ控除額－オPFI建設事業費等）＋カ算入地方債の現在高－（キ流動資産の額－ク控除財源－ケ控除額）
 （ア11億5,805万8,000円－イ5億8,189万3,000円－ウ0円－エ0円－オ0円）＋カ0円－（キ47億3,576万4,000円－ク0円－ケ0円）＝ －41億5,959万9,000円
 となり、流動資産の額が流動負債の額を上回っているため、資金不足は生じていない。

ア 流動負債の額

決算における流動負債の額 11億5,805万8,000円

イ 控除企業債等

決算において、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他会計からの長期借入金で、建設改良等に充てるためのものの額 5億8,189万3,000円

ウ 控除未払金等

決算において、貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために令和4年度に地方債を起すこととしているもの又は他会計からの長期借入金をすることとしているものの額 0円

エ 控除額

連結実質赤字比率の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額 0円

オ PFI建設事業費等

決算において、貸借対照表の流動負債に計上されている民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費に係るものの額 0円

カ 算入地方債の現在高

建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第12条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起こした決算における地方債の残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額 0円

キ 流動資産の額

決算における流動資産の額 47億3,576万4,000円

| | |
|--|----|
| ク 控除財源 | |
| 算定対象年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、算定対象年度に収入された部分に相当する額 | 0円 |
| ケ 控除額 | |
| 連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額 | 0円 |

②下水道事業会計（法適用企業）

・資金の不足額：（ア流動負債の額－イ控除企業債等－ウ控除未払金等－エ控除額－オPFI建設事業費等）＋カ算入地方債の現在高－（キ流動資産の額－ク控除財源－ケ控除額）
（ア17億7,950万1,000円－イ10億3,905万9,000円－ウ0円－エ0円－オ0円）＋カ0円－（キ25億2,041万8,000円－ク3,600万円－ケ0円）＝－17億4,397万6,000円
となり、流動資産の額が流動負債の額を上回っているため、資金不足は生じていない。

ア 流動負債の額

決算における流動負債の額 17億7,950万1,000円

イ 控除企業債等

決算において、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他会計からの長期借入金で、建設改良等に充てるためのものの額 10億3,905万9,000円

ウ 控除未払金等

決算において、貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために令和4年度に地方債を起すこととしているもの又は他会計からの長期借入金をするものとして起すこととしているものの額 0円

エ 控除額

連結実質赤字比率の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額 0円

オ PFI建設事業費等

決算において、貸借対照表の流動負債に計上されている民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費に係るものの額 0円

カ 算入地方債の現在高

建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第12条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額 0円

キ 流動資産の額

決算における流動資産の額 25億2,041万8,000円

ク 控除財源

算定対象年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、算定対象年度に収入された部分に相当する額 3,600万円

ケ 控除額

連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額 0円

③土地区画整理事業特別会計（法非適用企業）

・資金の不足額：ア歳出額＋イ算入地方債の現在高－（ウ歳入額－エ翌年度に繰り越すべき財源）－オ土地収入見込額＋カ地方債残高＋キ長期借入金

ア 2億8,683万7,000円＋イ 0円－（ウ 3億2,601万7,000円－エ 498万1,000円）－オ 0円
＋カ 1億3,525万円＋キ 0円＝1億105万1,000円

となり、歳入額から翌年度に繰り越すべき財源及び土地収入見込額を引いた額を歳出額に地方債残高を加えた額が上回っているが、土地区画整理事業については、資金不足比率を算定するための様式に関する記載要領により0円になるため、資金不足は生じていない。

ア 歳出額 2億8,683万7,000円

イ 算入地方債の現在高 0円

ウ 歳入額 3億2,601万7,000円

エ 翌年度に繰り越すべき財源

継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額及び支払繰延額の合計額
からこれらに係る未収入特定財源を控除した額 498万1,000円

オ 土地収入見込額

販売を目的として所有している土地の価格 0円

カ 地方債残高 1億3,525万円

キ 長期借入金 0円